

1 本研究が参照した提案受付の概要，および提案に対する省庁等による回答の選択肢

会議名(期間)	受付名称等(受付期間または回答の公表年度)	省庁等による回答の選択肢
総合規制改革会議 2001/4/1~ 2004/3/31	規制改革に関する内外からの意見・要望等 (2001/4~2002/3?)	「措置済・措置予定」, 「検討中」, 「措置困難」, 「その他」
	規制改革に関する内外からの意見・要望等(2002/1~12?)	
	「規制改革集中受付月間」(2003/6/1~6/30)	
	「規制改革集中受付月間」(2003/11/1~11/30)	
規制改革・ 民間開放推進会議 2004/4/1~ 2007/1/25	「規制改革・民間開放集中受付月間」 全国規模の規制改革・民間開放要望(2004/6/1~6/30)	「全国規模で対応」, 「全国規模で検討」, 「全国規模で対応不可」, 「現行制度下で対応可能」, 「事実誤認」, 「税の減免等に関するもの」
	「規制改革・民間開放集中受付月間」 全国規模の規制改革・民間開放要望(2004/10/18~11/17)	
	「規制改革・民間開放集中受付月間」 全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放 要望(2005/6/1~6/30)	「全国規模で対応」/「民間開放を実施」/「市場化テストを実施」, 「全国規模で検討」/「民間開放を検討」/「市場化テストを検討」, 「全国規模で対応不可」/「対応不可」, 「現行制度下で対応可能」, 「事実誤認」, 「税の減免等に関するもの」
	「規制改革・民間開放集中受付月間」 全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放 要望(2005/10/17~11/16)	
	「規制改革・民間開放集中受付月間」 全国規模の規制改革・民間開放要望(2006/6/1~6/30)	「全国規模で対応/民間開放を実施」, 「全国規模で検討/民間開放を検討」, 「全国規模で対応不可」, 「現行制度下で対応可能」, 「事実誤認」, 「税の減免等に関するもの」
	「特区、規制改革・民間開放集中受付月間」 全国規模の規制改革・民間開放要望(2006/10/2~10/31)	
規制改革会議 2007/1/26~ 2010/3/31	「特区、地域再生、規制改革、公共サービス改革集中受付」 全国規模の規制改革要望(2007/6/1~6/29)	「全国規模で対応」, 「全国規模で検討」, 「全国規模で対応不可」, 「現行制度下で対応可能」, 「事実誤認」, 「税の減免等に関するもの」
	「特区、規制改革集中受付」 全国規模の規制改革要望(2007/10/15~11/14)	
	「特区、地域再生、規制改革集中受付」 全国規模の規制改革要望(2008/6/2~6/30)	
	「特区、規制改革、公共サービス改革集中受付」 全国規模の規制改革要望(2008/10/14~11/13)	
	「特区、地域再生、規制改革集中受付」 全国規模の規制改革要望(2009/6/1~6/30)	
行政刷新会議 規制・制度改革委 員会 2010/3/11~ 2012/12/26	「国民の声集中受付月間(第一回)」 (2010/1/18~2010/2/17)	「対応」, 「検討」, 「対応不可」, 「現行制度下で対応可能」, 「事実誤認」, 「その他」
	「『国民の声』おかしなルールの見直し(国の規制・制度の 改革)についての集中受付」(2010/9/10~10/14)	
	「国の規制・制度に関する集中受付」(2011/9/1~10/14)	
規制改革会議 2013/1/23~ 2016/7/31	「規制改革ホットライン」(2013年度)2013/3/22受付~	「対応」, 「検討に着手」, 「検討を予定」, 「対応不可」, 「現行制度下で対応可能」, 「事実誤認」, 「その他」
	「規制改革ホットライン」(2014年度)	
	「規制改革ホットライン」(2015年度)	
	「規制改革ホットライン」(2016年度)~2016/7/31受付	
規制改革推進会議 2016/9/7~ 2019/7/31	「規制改革ホットライン」(2016年度)2016/8/1受付~	「対応」, 「検討に着手」, 「検討を予定」, 「対応不可」, 「現行制度下で対応可能」, 「事実誤認」, 「その他」
	「規制改革ホットライン」(2017年度)	
	「規制改革ホットライン」(2018年度)	
	「規制改革ホットライン」(2019年度)	
規制改革推進会議 2019/10~	「規制改革ホットライン」(2020/4/1~2020/9/15受付)	
	「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」 規制改革(2020/9/16受付~2021/9/10回答)*	

出典：内閣府の規制改革に関するページ (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/> 2022年3月30日確認,  
\*2021年10月4日時点) より各時期の会議へのリンクから，会議や提案受付の概要，提案と回答資料を  
参考に筆者作成。

## 2 「慎重」、 「反対」 を含む提案を除外することの妥当性

本研究では、規制改革や規制緩和の提案のみを分析対象とするために、提案内容に「慎重」や「反対」という単語が含まれる提案を、分析対象から除外した。この方法の妥当性を確認するために、2001年度の提案について提案内容を読んで、規制改革や規制緩和を求める提案かそれ以外の提案かを判別したところ、「反対」、「慎重」という単語の有無によって判別したものと、読んで判別したものと的一致率は0.98(1917/1957)であった(階層クラスター分析による集計前の元データによる)。したがって、この方法は万全ではないものの、一定の妥当性を有すると言えるだろう。

## 3 除外した単語

平仮名のみによる単語と、一文字からなる単語に加え、「【提案の具体的内容】……」といった同じようなフォーマットで書かれた提案が、類似内容と分類されてしまうのを避けるため、下記の単語を除外して分析を行った。なお、元資料の列名に用いられている単語を参考としている。

[意見、事項、事業、実施、根拠、法令、措置、視点、タイトル、提案、要望、内容、具体]

## 4 提案内容のテキストを用いた階層クラスター分析

提案に登場する単語が列、各提案が行となる文書単語行列を提案の募集(公表)期間ごとに作成し、その期間内に提出された提案すべての組み合わせについて、テキスト(提案)間の距離(ユークリッド距離)を求めた。その際、各提案のテキストの長さ(単語数)を考慮した。この距離を用いて階層クラスター分析を行った(最長距離法)。クラスター分析の結果、階層の高さの指標が中央値よりも小さかった提案のグループを、類似提案、すなわち同じ政策争点に関する提案と見なし、同じグループに分類された提案の提出者の集合を団体等による連合と見なした。

## 5 類似提案の具体例

例えば、2010年秋に受け付けた提案の中では、信託協会の提案(提案タイトル「生命保険募集における構成員契約規制の廃止」、提案内容「生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」(一定の資本関係や人事交流等)を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の申し込みをさせる行為をしてはならないこととなっている。生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止を要望する。」)と、全国地方銀行協会の提案(提案タイトル「生命保険募集に係る構成員契約規制の廃止」、提案内容「生命保険の募集に係る構成員契約規制を廃止する。特に、生命保険募集人と人的関係(役職員の兼職、出向等の人事交流)を有する法人に関する規制については廃止する。」)が、類似の提案、すなわち、同じ政策争点に関する同じ立場の提案として分類され、したがって、信託協会と全国地方銀行協会はこの争点において同じ連合に含まれると見なした。

## 6 データセット集計方法

- ① ある提出者による、ある政策争点に関する提案が一単位となるようデータセットを集計  
=同じ提出者による同・類似提案を1行にまとめる

ただし、この過程で、あらかじめ政策争点単位で次の2つの調整

- (1) 同じ政策争点に関する提案に対する回答が、回答省庁や提出者によって異なる場合、いずれかの提案に対して記載のあった回答選択肢が全ての提案に対して網羅される形で、回答選択肢が同じになるようにコーディング

→回答選択肢の変数は、同じ政策争点であれば共通の値をとることになる

※ 本研究の関心が、提出者それぞれに対する政策決定者の態度ではなく、どのような政策が実際に選択され、それが提出者にとって望ましいものであるかどうかにあるため、このような操作化を行った。また、省庁による回答の差異には、一つの提案の中で部分ごとに所管官庁が異なり、その対応の違いが反映されていると考えることもできよう。

- (2) (1)の後、記載のある回答選択肢が「現行制度下で対応可能」、「事実誤認」、「その他」のいずれかのみで、「対応」、「検討」、「対応不可」はいずれもない提案を分析対象から除外

→分析対象を、現行の制度に対して規制緩和や規制改革を求める提案に限定

⇒この二つの作業を行いつつ集計されたデータセットは、提出者-政策争点数が14369

- ② ①のデータセットから、最終目的である政策争点単位のデータセットを作成

=異なる提出者による同じ政策争点に関する提案(同・類似提案)を1行にまとめる

この過程で、提出者名など提出者ごとに異なる変数を落とし、政策争点ごとの提出者の集合である団体等による連合の特徴を表す変数(連合の多様性など)を追加

⇒このデータセットに含まれる政策争点の数は11009で、これが本研究の分析対象となる

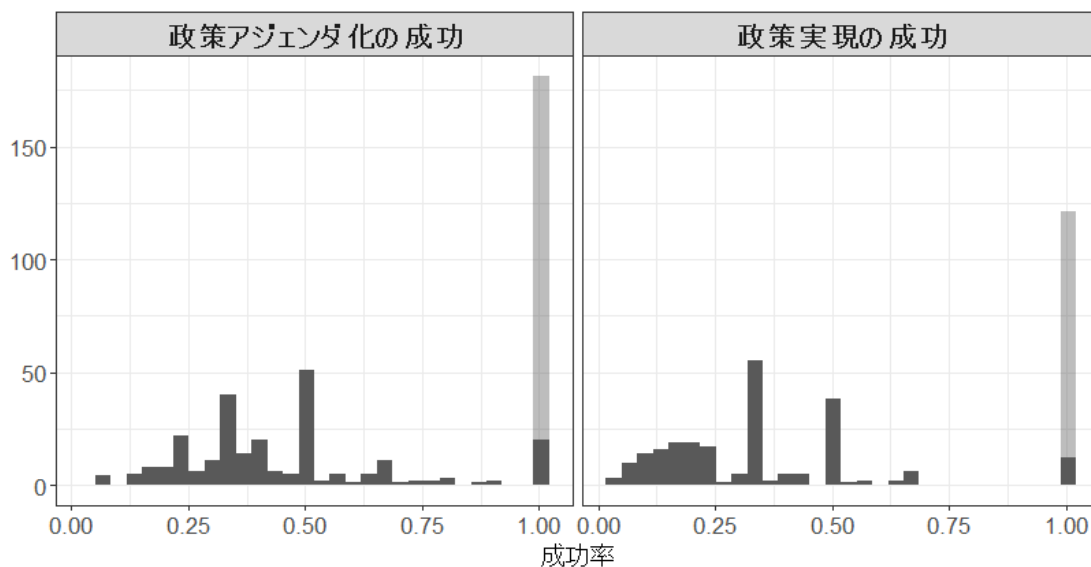
## 7 回答選択肢と結果変数の対応, および回答選択肢の説明例

結果変数のカテゴリ	回答選択肢	2013 年度公表資料の例
政策実現の成功	「措置済・措置予定」 「全国規模で対応」 「民間開放を実施」 「市場化テストを実施」 「全国規模で対応/民間開放を実施」 「対応」	対応:「提案内容について, 対応することとしており, 平成 25 年度中に実施するものであって, 対応策が明確であるもの」
政策アジェンダ化の成功	「検討中」 「全国規模で検討」 「民間開放を検討」 「市場化テストを検討」 「全国規模で検討/民間開放を検討」 「検討」 「検討に着手」 「検討を予定」	検討:「提案内容について, 実施を前提にすでに検討に着手しているものの,」「対応策が不明確であるもの」や「実施時期が不明確, 若しくは平成 26 年度以降のもの」, あるいは「現在検討は行っていないものの,」「今後検討を予定しているもの」や「今後検討に値すると考えられるもの」
失敗	「措置困難」 「全国規模で対応不可」 「対応不可」	対応不可:「提案内容について, 対応が不可能であるもの」
(分析対象外)	「その他」 「現行制度下で対応可能」 「事実誤認」 「税の減免等に関するもの」	現行制度下で対応可能:「提案内容について, 現行の事業・規制等により対応可能であるもの」 事実誤認:「提案内容について, 事業・規制自体が存在しないなど事実誤認のもの」 その他:「上記に分類できないもの」

出典: 内閣府の規制改革に関するページ (<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/> 2022 年 3 月 30 日確認) より各時期の会議へのリンクから, 提案と回答資料を参考に筆者作成

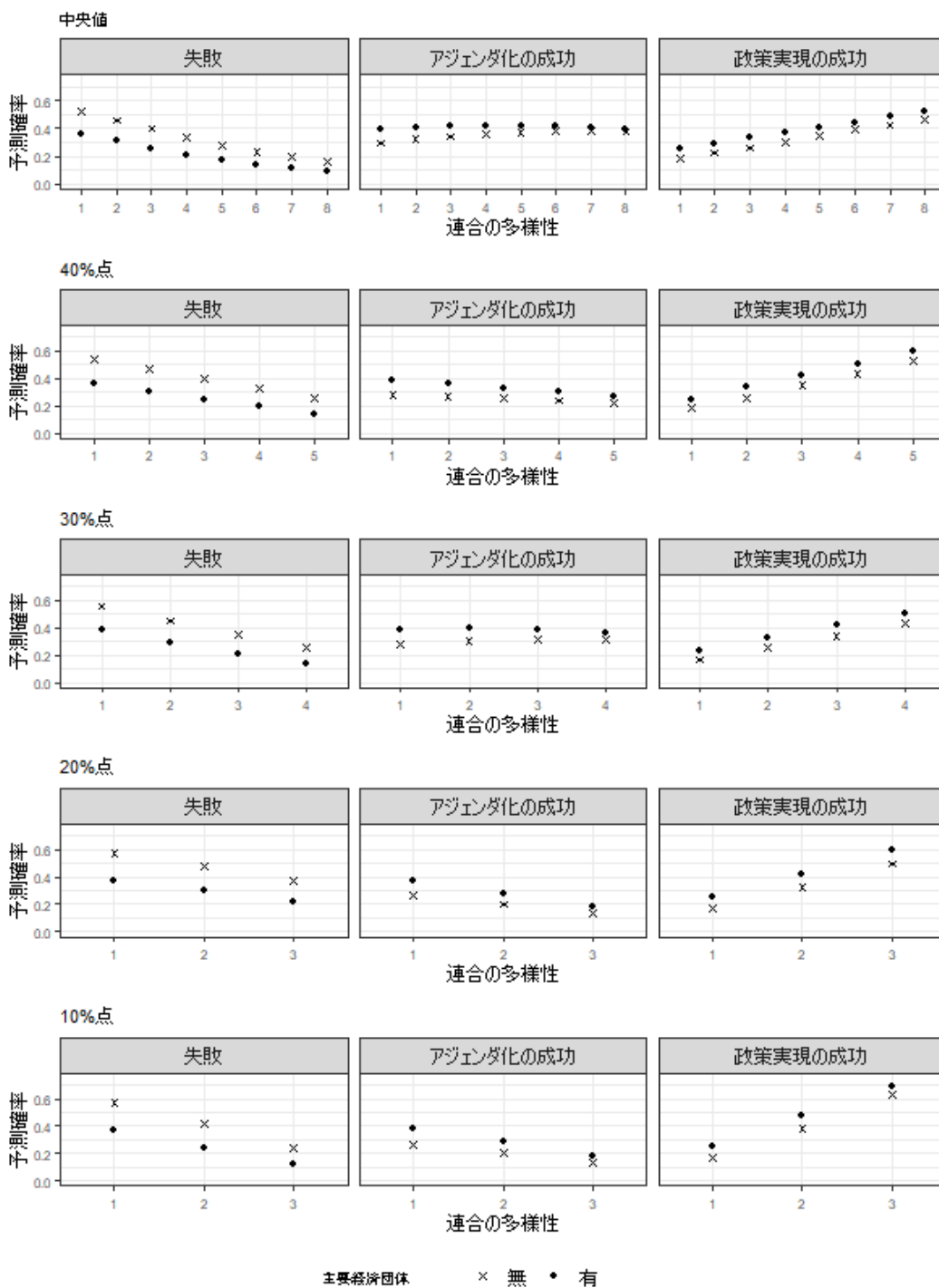
## 8 各段階で成功経験のある提出者の成功率の分布

政策アジェンダ化の成功経験がある提出者 416 と, 政策実現の成功経験がある提出者 341 の成功率の分布を段階別に示した。なお淡色は提出争点数が 1 の提出者, 濃色は提出争点数が 2 以上の提出者である。



## 9 他の基準によるクラスター分析に基づくデータを使った分析

量的にテキストを解釈する以上、別の政策争点に関する提案にもかかわらず同じクラスターに分類される可能性や、反対に、同じ政策争点に関する提案にもかかわらず別のクラスターに分類される可能性を完全には排除できない。実際、本文中の分析で用いた高さ指標が中央値の基準でクラスターを形成した場合、異なる政策争点に関する提案が同じクラスターに分類されているケースがあった。そこで、各クラスターに分類される提案の数を少なくするため、階層の高さ指標を中央値よりも厳しい基準である 40、30、20、10 の各%点で区切ってクラスターを形成し再分析を行ったが、同じ政策争点に関する提案と推定されるものに変動はあるものの、仮説に整合的な結果が得られることには変わりはなかった。



## 10 異なる政権での予測確率

データに含まれる期間の政権ごとに予測確率を算出したところ、菅義偉政権期におけるアジェンダ設定段階の仮説を除き、概ね仮説と整合的な結果であった。

